第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

第五条第一項の表中

三の二　第二条第二号の二のかじ取装置の衝突時の乗員保護装置	第十二号第三改訂版

を

三の二　第二条第三号の二のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版
三の三　第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

に、

五の三　第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号改訂版
六　第二条第六号の側面衝突時の乗員保護装置	第九十五号第二改訂版

を

五の三　第二条第五号の三の感電防止装置	第百号改訂版
五の四　第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の五　第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
六　第二条第六号の側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第三改訂版
六の二　第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置	

に、

第二条第三号のニのかじ取装置の衝突時の乗員保護装置	8以上

を

第二条第三号の二のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	8以上
第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

に、

第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第六号の側面衝突時の乗員保護装置	

を

第二条第五号の三の感電防止装置	
第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第六号の側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置	

に

改める。

（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち道路運送車両の保安基準第十七条の二の改正規定中「、同条第四項を同条第五項とし」を削る。

第二条のうち装置型式指定規則第二条の改正規定中「第二条中」を「第二条中第五号の五を第五号の六とし、第五号の四を第五号の五とし、」に改める。

第二条のうち装置型式指定規則第五条の表の改正規定中

五の三　第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号改訂版

を

五の三　第二条第五号の三の感電防止装置	第百号改訂版
五の四　第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の五　第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

に、

五の三　第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第三改訂版
五の四　第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号改訂版

を

五の三　第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第三改訂版
五の四　第二条第五号の四の感電防止装置	第百号改訂版
五の五　第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の六　第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

に

改める。

第二条のうち装置型式指定規則第二号様式の改正規定中

第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置

を

第二条第五号の三の感電防止装置
第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の乗員保護装置

に、

第二条第五号の三の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	8以上

を